

八潮市週休 2 日工事に係る事務取扱要領

全部改正（令和 8 年 9 月 28 日市長決裁）

（趣旨）

第 1 条 本要領は、八潮市が発注する建設工事（営繕工事を除く。）において、週休 2 日の確保に関する取組（以下「週休 2 日工事」という。）の実施に当たり必要となる事項を定めるものである。

（用語の定義）

第 2 条 この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

（1）週休 2 日工事

完全週休 2 日、月単位の週休 2 日、通期の週休 2 日に取り組む工事の総称（類似する取組を含む。）をいう。

（2）現場閉所型の週休 2 日工事

対象期間において、現場閉所による週休 2 日に取り組む方式をいう。

1) 週休 2 日

① 完全週休 2 日

対象期間において、全ての週で 2 日以上現場閉所を行うことをいう。

② 月単位の週休 2 日

対象期間において、月ごとに 4 週 8 休以上の現場閉所を行うことをいう。

③ 通期の週休 2 日

対象期間において、4 週 8 休（現場閉所日数の割合 28.5%（8 日/28 日）の水準の状態）以上の現場閉所を行うことをいう。

2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

3) 現場閉所

対象期間中に巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業も含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所も含む。

（3）交替制の週休 2 日工事

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人（以下「対象者」とい

う。)が交替しながら週休2日に取り組む方式をいう。

1) 週休2日

① 完全週休2日

対象期間において、全ての週で、対象者が交替しながら1週間に2日間以上の休日確保する状態をいう。

② 月単位の週休2日

対象期間において、対象者が交替しながら月ごとに4週8休以上の休日(現場に従事した対象者の平均休日数の割合(以下「休日率」という。))が、28.5%(8日/28日)の水準の状態)を確保する状態をいう。

③ 通期の週休2日

対象期間において、対象者が交替しながら4週8休以上の休日(休日率が28.5%(8日/28日)の水準の状態)を確保する状態をいう。

2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は、対象期間に含まない。

3) 休日

対象者が当該工事の現場作業(現場事務所での事務作業を含む。)を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日も含む。

(4) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入又は仮設工事等を開始する日をいう。

(5) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

(対象とする工事)

第3条 週休2日工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、現場閉所型及び交替制のいずれも困難な工事は、例外的に週休2日工事の対象としないことも可能とする。なお、発注者は、特記仕様書に別紙1のどちらかを記載する。

<対象外工事の例>

- ・ 緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）
- ・ 対象期間が1週間未満の工事

（多様な働き方の取扱い）

第4条 受注者が、1年単位の変形労働時間制（※）の活用などにより、当該工事による週休2日の確保と同等の休日等を契約期間外を含めて設定し、契約期間内において所定の休日確保した場合は、週休2日に類似する取組として、当該工事で週休2日工事を達成したものとみなす。

※ 1年単位の変形労働時間制とは（労働基準法第32条の4）・・・

労使協定を締結することにより、1箇月を超え、1年以内の期間を平均して、1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定するなど、年間を通じて労働時間を効率的に配分することで、総労働時間の短縮を図ることを目的とした制度。

（監督員への報告）

第5条 受注者は、工事完成時に様式1（「週休2日工事取組報告書」）により週休2日工事の実施状況を監督員に報告する。

（工事成績評価における評価）

第6条 提出された施工計画書が週休2日工事を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、休日の確保が行われていないものとして評価する。

（その他）

第7条 この要領に定めのない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から施行する。

ただし、従前の試行要領に従い積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。

別紙 1

(特記仕様書の記載例)

<特記仕様書>

(週休 2 日工事の対象の場合)

週休 2 日工事

「八潮市週休 2 日工事に係る事務取扱要領」に基づき、受注者は週休 2 日に取り組み、実施内容を監督員へ報告するものとする。事務取扱要領は、八潮市ホームページで確認のこと。

八潮市ホームページ

https://www.city.yashio.lg.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/seido/shukyu2model.html

(週休 2 日工事の対象外の場合)

週休 2 日工事

本工事は「八潮市週休 2 日工事に係る事務取扱要領」の対象外とする。